

令和2年度 監査結果報告書（1月～3月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

令和2年度（2020年11月末日現在）の財務に係る事務の執行

(2) 地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者監査

令和2年度（2020年11月末日現在）の指定管理業務に係る出納その他事務の執行等の監査

2 監査の対象部局及び課等

定期監査

子ども青少年部

子育て企画課，子ども家庭課，保育課，子育て給付課，青少年課，子ども健康課

都市整備部

都市整備課，公園課，みどり保全課，藤沢駅周辺地区整備担当，西北部総合整備事務所，北部区画整理事務所

議会事務局

総務課，議事課

指定管理者監査

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ

3 監査の着眼点（個別の調査事項は、対象部局の監査の結果を参照。）

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

5 監査の実施日

2021年（令和3年）3月24日（水）

6 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	井	上	裕介
同	武	藤	正人

なお、本監査のうち、議会事務局総務課の監査に当たっては、井上裕介監査委員及び武藤正人監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥することとし、当該監査は中川隆監査委員及び永井俊二監査委員により実施した。

第2 監査の結果

定期監査

1 子育て企画課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市保育所建物設置賃借料補助金ほか4件で、交付決定

額 918,165,000 円、支出済額 107,907,000 円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（案）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

（２）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢子育て支援センター事業業務ほか 7 件で、契約金額 30,389,770 円（長期継続契約については、令和 2 年度分の契約金額である。）、支出済額 22,182,572 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

2 子ども家庭課

（１）委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市ファミリー・サポート・センター事業業務ほか 11 件で、契約金額 35,428,810 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 21,987,852 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

3 保育課

（１）法人立保育所運営費自己負担金の収入は適正か

ア 賦課について

法人立保育所運営費自己負担金が「藤沢市特定教育・保育施設等の利用者負担額を定める規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて、60 件を抽出して教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書、保育の認定に係る現況確認届出書（兼台帳）、保育所入所承諾兼保育料決定調書等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

イ 収入事務について

法人立保育所運営費自己負担金の収入状況は、調定額 505,169,020 円、収入済額 414,384,780 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定通知書、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入は適正なものとして認められた。

(2) 子育て支援使用料の収入は適正か

ア 公立保育所使用料の収入は適正か

(ア) 賦課について

公立保育所使用料が「藤沢市保育所条例」、「同施行規則」、「藤沢市特定教育・保育施設等の利用者負担額を定める規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて、60 件を抽出して教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書、保育の認定に係る現況確認届出書（兼台帳）、保育所入所承諾兼保育料決定調書等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

公立保育所使用料の収入状況は、調定額 129,064,875 円、収入済額 76,565,375 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定通知書、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、過年度分の調定額が前年度決算の収入未済額と異なっており、収入事務のうち適正なものとして認められない部分があるので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 特別延長保育使用料の収入は適正か

(ア) 賦課について

特別延長保育使用料が「藤沢市保育所条例」、「同施行規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて、30 件を抽出して延長保育申請書、特別延長保育及び加算費用決定調書等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

特別延長保育使用料の収入状況は、調定額 6,594,640 円、収入済額 4,515,800 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、

調定通知書，収納金通知書，納付済通知書等を調査した結果，収入は適正なものとして認められた。

ウ 一時預かり使用料の収入は適正か

(ア) 賦課について

一時預かり使用料が「藤沢市保育所条例」，「同施行規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて，50件を抽出して緊急的・私的一時預かり申請書，非定型的一時預かり申請書，児童保育状況記録簿等を調査した結果，適正に賦課されているものと認められた。

(イ) 収入事務について

一時預かり使用料の収入状況は，調定額，収入済額ともに4,819,940円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，2園の7月分を抽出して調定通知書，収納金通知書，納付書等を調査した結果，収入は適正なものとして認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は，藤沢市保育所建物設置賃借料補助金ほか19件で，交付決定額419,104,811円，支出済額122,937,246円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，12件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書（案），支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものとして認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，保育所児童保育業務ほか42件で，契約金額8,284,266,917円（単価契約における概算契約金額を含む。），支出済額5,698,999,887円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものとして認められた。

ただし，所定の書類が期日までに提出されていないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 施設の管理は適切か

管理する施設は、藤沢保育園ほか 24 施設となっている。

これら施設が「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に管理，執行されているかどうかについて調査した結果は，次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）が，「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

ただし，所定の手続がなされていないものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可の状況は，鶴沼保育園における東日本電信電話株式会社神奈川事業部ほか 18 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，使用料の収入は適正なものと認められた。

ウ 施設用地等の借用

施設用地等の借用状況は，柄沢保育園用地ほか 9 件で，土地面積 7,619.09 m²，建物面積 3,497.80 m²となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき，適切に執行されているかどうかについて，土地賃貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

エ 施設用地等の転貸

施設用地等の転貸状況は，たかすな保育園用地ほか 1 件で，土地面積 1,651.19 m²，建物面積 1,615.04 m²となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき，適切に執行されているかどうかについて，土地賃貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

オ 現地調査

2月15日及び同月22日に10施設を抽出して現地調査をした結果，書面の取り交わしなく隣接地を使用しているものがあるなど事務処理の一部に検討を要す

るものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

4 子育て給付課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金ほか2件で、交付決定額 22,983,944 円、支出済額 12,936,223 円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(案)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、保健福祉総合システムひとり親世帯臨時特別給付金対応(汎用台帳システム構築)業務ほか4件で、契約金額 12,394,140 円(単価契約における概算契約金額を含む。)、支出済額 10,563,931 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

5 青少年課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団運営補助金ほか4件で、交付決定額 16,766,245 円、支出済額 12,618,733 円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(案)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 藤沢市放課後児童健全育成事業の実施に関する負担金の執行は適正か

この負担金は公益財団法人藤沢市みらい創造財団ほか7団体に対するもので、執行状況は、負担金額 748,213,000 円、支出済額 498,822,000 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、協定書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 放課後児童クラブ整備事業費負担金の執行は適正か

この負担金は社会福祉法人喜寿福社会ほか 2 団体に対するもので、執行状況は、負担金額 37,969,000 円、支出済額 1,609,000 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、協定書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市青少年会館の管理運營業務ほか 11 件で、契約金額 327,096,266 円、支出済額 226,489,574 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、所定の書類が提出されていないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 施設の管理は適切か

管理する施設は、藤沢青少年会館ほか 29 施設となっている。これら施設が「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に管理、執行されているかどうかについて調査した結果は次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可の状況は、藤沢青少年会館における東京電力パワーグリッド株式会社藤沢支社ほか 34 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の収入は適正なものと認められた。

ウ 行政財産の貸付

行政財産の貸付状況は、八松子どもの家ほか 7 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」「藤沢市財産の交換に関する条例」等に基づき

適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 施設用地の借用

施設用地の借用の状況は、少年の森ほか6件、借用面積45,707.26㎡となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書、支出命令等を調査した結果、適切なものと認められた。

オ 現地調査

1月29日及び3月3日に17施設を抽出して現地調査をした結果、行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

6 子ども健康課

(1) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市特定不妊治療費助成金ほか5件で、交付決定額45,573,748円、支出済額38,313,692円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(案)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、定期予防接種業務ほか13件で、契約金額836,576,538円(単価契約における概算契約金額を含む。)、支出済額372,892,182円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

7 都市整備課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

8 公園課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市新林公園ほか11公園の管理運営業務ほか23件で、契約金額694,923,680円、支出済額277,005,329円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、再委託の承認に係る手続きがとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 公園等の管理は適切か

管理する公園等は、青葉公園ほか312箇所となっている。

これら公園等が「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に管理、執行されているかどうかについて調査した結果は、次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

公園等の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 公園等の使用許可

公園等の使用許可の状況は、公園占用許可等の合計が255件で、有料64件、減額9件及び免除182件となっている。

これらの許可手続きが「藤沢市都市公園条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 公園等の使用料の収入は適正か

公園等の使用料の収入状況は、調定額9,985,299円、収入済額9,911,694円、収入未済額73,605円となっている。

これらの使用料が「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、調定書、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、適正なものと認められた。

エ 公園等用地の借受

公園等用地の借受の状況は、契約件数 36 件、借受面積 62,946.87 m²となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

オ 現地調査

3月4日に15箇所を抽出して現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

(3) 市民農園の運営は適切か

ア 市民農園用地の賃借

市民農園用地の賃借の状況は、契約件数 20 件、借用面積 23,107.16 m²となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

イ 市民農園の貸付

市民農園の貸付の状況は、総区画数 740、利用区画数 696 で、調定額 8,197,800 円、収入済額 8,173,400 円及び収入未済額 24,400 円となっている。

(ア) 貸付の決定について

貸付の決定が「藤沢市市民農園事業運営要綱」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、市民農園利用申込書、市民農園貸付承認通知書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 利用料の収入は適正か

利用料の収入手続が「藤沢市財務規則」、「藤沢市市民農園事業運営要綱」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、適正なものとして認められた。

9 みどり保全課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）の管理運

営業務ほか 14 件で、契約金額 127,697,337 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 60,229,631 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

（２）緑地の管理は適切か

管理する緑地は、渡内緑地ほか 37 緑地となっている。

これら緑地が「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に管理、執行されているかどうかについて調査した結果は、次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の整備状況

緑地の公有財産台帳（副本）が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

イ 緑地の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可の状況は、江の島緑地における神奈川県企業庁藤沢水道営業所ほか 40 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の収入は適正なものと認められた。

ウ 緑地の借受

緑地の借受の状況は、契約件数 27 件、借受面積 34,255.00 m²となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 現地調査

2月19日に15箇所を抽出して現地調査をした結果、行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

10 藤沢駅周辺地区整備担当

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

11 西北部総合整備事務所

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

12 北部区画整理事務所

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

13 議会事務局総務課

(1) 政務活動費の事務手続は適正か

ア 政務活動費の交付申請手続は適正か

政務活動費の交付申請手続の状況は、6会派に対して、交付決定額23,760,000円となっている。

これらの事務手続が「藤沢市議会政務活動費交付条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、会派結成届、政務活動費交付申請書、政務活動費交付決定通知書等を調査した結果、適正なものと認められた。

イ 収支報告は適正か

令和元年度は改選期にあたり4月末で議員の任期が満了となるため、同年度に交付された政務活動費の収支報告は、4月分は民主クラブほか6会派が行い、決算額2,206,067円、返還額574,750円で、5月分から翌年3月分は民主・無所属クラブほか5会派が行い、決算額27,221,295円、返還額4,497,362円となっている。

これらの事務手続が「藤沢市議会政務活動費交付条例」、「同施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、政務活動費収支報告書、領収書、支出簿等を調査した結果、適正なものと認められた。

14 議会事務局議事課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、会議録作成及びホームページ公開・運用等業務ほか4件で、契約金額20,664,773円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済

額 7,222,018 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

指定管理者監査

1 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(1) 藤沢市児童館，藤沢市地域子どもの家，藤沢市少年の森，藤沢市青少年会館に係る指定管理者の業務について

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

2 公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ

(1) 新林公園他 11 公園に係る指定管理者の業務について

11 月末日現在におけるこのグループが市からの指定（指定期間 2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間）を受けて実施している管理業務は、藤沢市新林公園ほか 11 公園の管理運営業務で、令和 2 年度の管理運営業務に要する経費の額は 237,028,000 円となっている。

これが「藤沢市都市公園条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、管理運営仕様書、業務実施報告書等を調査した結果、藤沢市新林公園ほか 11 公園に係る利用料金の額を定めるのに必要な事務手続きがなされていなかったため、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、2 月 15 日及び同月 18 日に現地を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。